

第3期

南幌町障がい福祉計画

平成24年度～平成26年度

誰もがいきいきと暮らせる
まちづくりを目指して



平成24年3月

南幌町

南幌町障がい福祉計画

〈目 次〉

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目的	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
5	計画の基本理念	5
6	計画の策定体制	6
7	計画の管理	6

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1	人口の推移	7
2	障がい者の現状	7
3	障がい程度区分の認定状況	11
4	障がい福祉サービス別支給決定の状況	12

第3章 計画推進のための基本的事項

1	平成26年度に向けて目指す方向	13
2	第3期障がい福祉計画推進の基本方針	13
3	平成26年度の数値目標	15

第4章 サービス量の見込みとその確保のための方策

1	訪問系サービス	19
2	日中活動系サービス	24
3	居住系サービス	32
4	相談支援	35

第5章 地域生活支援事業

1	実施する事業の内容	37
2	各年度における事業の種類ごとの実績および量の見込み	39

資料

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱	40
南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿	41

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南幌町では、国や北海道が示す基本指針に沿って「南幌町障がい福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重することや、障がいのある人が社会活動に参加する力の向上を図り、障がいのある人の自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。

また、平成15年度からは「支援費制度」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなり、町内においてもサービス利用の促進が図られてきました。

しかし、「支援費制度」には、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であったこと、急増する新規利用者へのサービス提供に対応する安定的な財源が確保されていないことなどの課題があり、制度全般の見直しが必要となったため、「障害者自立支援法」が平成18年度から施行されました。

その後、「障がい者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備を図る必要などから、障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備を内容とする「障がい者総合福祉法」（仮称）「以下「新法」という。」の平成25年8月までの施行を目指すこととされ、平成22年12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉

施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)が成立し、新法施行までの間における利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることとなりました。

町では、法の施行及び整備法による法の改正を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画として、「南幌町障がい福祉計画」を作成することとしました。

2 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするためには、南幌町や近隣市町村において、必要とされる支援を提供することが可能となるよう、相談体制やサービスの基盤整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現や、意欲や能力(適正)に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととしています。

平成18年度から20年度を計画期間とする第1期計画及び平成2

1年度から23年度を計画期間とする第2期計画では、既存のサービス事業者の新制度への対応（新体系への移行）が完了する、平成23年度末に向けて数値目標を設定し、サービス見込量やその確保方策等について決めました。

平成24年度から26年度を計画期間とする第3期計画においては、新体系への移行が完了した環境の下で平成26年度末に向けて数値目標を設定し、引き続き、多様な支援について障がいのある人を主体に取り組むことを基本に、サービス見込量やその確保方策等について定めることとします。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国や北海道が示す基本指針に沿って策定します。なお、この計画は、平成25年8月の新法施行を踏まえ、見直しについて検討することとしています。

また、本計画は「第5期南幌町総合計画」（2011年度～2016年度）」や他の関連計画との整合性を図りながら推進します。

4 計画の期間

第3期障がい福祉計画は、障害者自立支援法の施行及び平成22年12月に成立した「整備法」による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度末の数値目標を設定し、平成24年度から平成26年度までを第3期として進めていくものです。

ただし、「新法」が平成25年8月までの実施を予定しており、計画期間中においても必要に応じ計画の見直しについて検討することとしています。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第1期計画			第2期計画			第3期計画		
南幌町障がい者計画（平成19年度～）								

5 計画の基本理念

障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、以下の3点を基本理念とします。

1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2) 三障がいに係る制度の一元化

これまで、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図るよう努めます。また、発達障がい、高次脳機能障がいについても給付の対象となっていることから周知を図ります。

3) 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供基盤の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域において社会資源を最大限に活用し、障がい福祉サービス等の基盤整備を進めます。

6 計画の策定体制

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会を設置し、学識経験者、社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員協議会会長、医師、社会福祉関係者、障がい者団体及び障がいのある人やその家族を委員として、幅広い意見をいただき、計画を策定します。

開催年月日	概要
平成23年10月4日	第1回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会
平成24年2月10日	第2回南幌町障がい者福祉計画等策定委員会

7 計画の管理

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会により、各年度における障がい福祉サービスの利用状況等についての点検・評価を行います。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口の推移

町の人口は、社会情勢や少子高齢化等の影響により、減少傾向が見られます。

	H19	H20	H21	H22	H23
人口	9,375	9,219	9,070	8,943	8,764

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

2 障がい者の現状

1) 身体障がい

平成19年から平成23年における身体障害者手帳所持者数の推移をみると、大きな人数の増減はありませんが、平成23年度現在で394人、南幌町の人口に占める割合は4.50%となっています。全国では人口比4.05%、全道では人口比5.40%となっています。等級別にみると1級、2級の重度障がいをもつ人が半数を占めています。

○身体障害者手帳所持者数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数 (B)	人口比 (B/A)
H19	122	79	56	91	41	14	403	4.30%
H20	118	77	54	92	41	15	397	4.31%
H21	122	73	57	93	40	15	400	4.41%
H22	124	71	59	98	38	9	399	4.46%
H23	118	70	57	99	37	13	394	4.50%

(各年は4月1日現在の人数、単位：人)

障がい種別でみると、肢体不自由のある人が6割以上を占めており、最も多くなっています。

○身体障害者手帳の障害種別

	肢体不自由	聴覚平衡	内部障がい		視覚障がい	音声言語	総数
		機能障がい	(腎臓障がい)			機能障がい	
H19	271	24	83	(19)	21	4	403
H20	267	23	81	(19)	22	4	397
H21	265	22	87	(19)	23	3	400
H22	262	20	90	(20)	23	4	399
H23	261	19	88	(19)	23	3	394

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

2) 知的障がい

療育手帳所持者数は、例年変化なく経過していましたが、平成 23 年度に7人増加しました。南幌町の人口に占める割合は0.81%となっており、全国では人口比0.65%、全道では人口比0.86%となっています。

○療育手帳所持者数

	A (重度)	B (中・軽度)	総数	人口比
H19	34	29	63	0.67%
H20	35	29	64	0.69%
H21	29	32	61	0.67%
H22	27	37	64	0.72%
H23	30	41	71	0.81%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、南幌町の人口に占める割合は、0.42%となっており、平成22年12月末現在の全国では人口比0.47%、全道では人口比0.58%となっています。

○精神障害者保健福祉手帳所持者

	1級	2級	3級	総数	人口比
H19	5	20	4	29	0.31%
H20	5	24	5	34	0.37%
H21	7	22	5	34	0.37%
H22	6	21	3	30	0.34%
H23	5	24	8	37	0.42%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

○自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数

	交付者数	人口比
H19	103	1.10%
H20	104	1.13%
H21	110	1.21%
H22	96	1.07%
H23	95	1.08%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

4) 発達障がい

発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

発達障がいは、外見からはわかりにくく、その障がいの状態もそれぞれで、はっきりと診断や判定されることが難しいため、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

5) 難病（特定疾患）

難病（特定疾患）とは、原因不明で、治療方法が未確立など治療がきわめて困難で、症状も慢性に経過し後遺症を残して社会復帰が難しく、その上、症例が少ないことから全国的規模で研究が必要な疾患であって130疾患が定められています。

また、130の特定疾患のうち、61疾患の医療費が公費負担助成（特定疾患医療給付）の対象となっており、南幌町では平成23年3月末現在、25疾患、70人が特定疾患医療給付を受けています。

なお、平成23年8月に公布された改正障害者基本法において障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされ、難病のある方々も条件があえば障がい者であると解されています。

6) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部などの怪我などの事故により、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいで

す。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさします。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

平成23年3月には、精神障害者保健福祉手帳の診断書様式が改正され、主たる精神障がいに「高次脳機能障がい」と明記することが可能となりました。また、手帳の所有にかかわらず、障害者自立支援法に基づく給付の対象になることが可能です。高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

3 障がい程度区分の認定状況

新体系移行に伴い認定者数は増加しています。

障がい種別ごとの人数については、重複障がいのある人は主たる障がいで集計しています。

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
H19	5	5	1	4	4	3	22
H20	7	1	3	7	3	5	26
H21	8	1	2	6	7	6	30
H22	8	2	5	6	7	10	38
H23	6	4	7	8	10	14	49
身体障がい	0	2	2	2	3	6	15
知的障がい	5	2	5	6	7	8	33
精神障がい	1	0	0	0	0	0	1

（各年の人数は4月1日現在、単位：人）

4 障がい福祉サービス別支給決定の状況

サービス種別ごとの支給決定人数、支給決定量は下表のとおりです。

サービス名称		支給決定		
		人数	支給量	単位
居宅介護	身体介護	6	65	時間
	通院介助（身体あり）	5	73	時間
	家事援助	2	20	時間
	通院介助（身体なし）	0	0	時間
重度訪問介護		1	95	時間
行動援護		2	34	時間
重度障がい者等包括支援		0	0	日
生活介護		36	765	日
自立訓練（機能訓練）		0	0	日
自立訓練（生活訓練）		0	0	日
就労移行支援		3	69	日
就労継続支援 A 型		0	0	日
就労継続支援 B 型		18	386	日
療養介護		0		
児童デイサービス		0	0	日
短期入所		15	138	日
共同生活介護		2		
共同生活援助		9		
施設入所支援		22		
旧法	身障更生入所	0		
	身障更生通所	0	0	日
	身障授産入所	0		
	身障授産通所	0	0	日
	身障療護入所	1		
	身障療護通所	0	0	日
	知的更生入所	3		
	知的更生通所	0	0	日
	知的授産入所	0		
	知的授産通所	0	0	日
	知的通勤寮	0		

（平成23年12月現在）

第3章 計画推進のための基本的事項

1 平成26年度に向けて目指す方向

第2期計画から引き続き、「すべての障がい者が安心して地域で暮らせる地域づくり」や「本人が希望する暮らしの実現」に向けてサービス基盤を維持し、障がい者のニーズを踏まえた適切なサービスを提供できるよう地域の関係者が連携・協働する体制を推進します。

2 第3期障がい福祉計画推進の基本方針

1) 相談支援体制の充実

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた相談支援や新たに実施される計画相談支援体制を充実させるために、指定特定相談支援事業者の整備を推進します。さらに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施できるよう福祉、医療、教育又は雇用等、必要な職種間での連携体制の構築を目指します。

基幹相談支援センターの設置については、全道、近隣町の動向をみながら、設置を検討していきます。

2) 障がい者の地域生活への移行を促進

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活への移行準備、移行後の生活支援をするために地域移行支援・

地域定着支援の利用を推進します。

3) 精神障がい者の退院の促進

受入条件が整えば退院可能な精神障がい者に対し、受入地域と施設との連携や地域生活への移行準備、移行後の生活支援をするために地域移行支援・地域定着支援の利用を推進します。

4) 就労支援の充実

本人の希望や適性等に応じて、いきいきと働くことができるよう「障害者就業・生活支援センター」等を活用するとともに、ハローワークなど就労支援に係る関係機関との連携を図ります。

5) ライフサイクルを通じた連携した支援

障がいのある人に対し、乳幼児期から学齢期、卒業後の就労、地域生活といったライフサイクルを通して一貫した支援ができるよう、地域の関係機関等との連携による取組を推進します。

6) 権利擁護の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく障がい者虐待防止のための啓蒙をはじめとした、支援体制整備を推進します。

また、「成年後見制度利用支援事業」を推進します。

7) 障がい児支援の充実

児童福祉法の改正による障がい児支援の強化を踏まえ、発達の

遅れや障がいのある子どもや家族に対するサービス提供体制の整備を促進します。

また、計画相談支援体制を充実させるために、特定相談支援事業者の整備を推進します。

8) 災害に備えた体制づくりの推進

災害時における安否確認の体制整備を継続して行うとともに、民生委員、南空知消防組合などと連携を図ります。

3 平成26年度の数値目標

1) 基本的な考え方

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応するために、平成26年度の数値目標を設定し、必要なサービスを見込むこととしています。

この計画の数値目標の設定については、国の基本指針で示す目標値とするほか、それまでの実績や実情を踏まえ、本町の目標値設定をすることとしています。

2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

国は、施設に入所している障がい者のうち、自立訓練事業等を利用し、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等の地域での生活に移行することを目指しています。これに

より、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行するとともに、これにあわせて平成26年度末時点での施設入所者数を平成17年10月1日時点より1割以上削減することを基本としています。北海道の入所施設利用割合は、全国平均の約2倍となっています。そのため、地域生活移行や定員の減少を国指針の基準以上となることを目指しており、地域生活への移行を3割、減少見込数を17%に設定していますが、地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとされています。

本町においては、施設利用をしている方で地域生活への移行が可能な方は、3人（約1割）で、減少見込数は4人（12.5%）と見込みました。今後においても、施設を通じて利用者の意向を把握していただくほか、できるだけ利用者の希望が実現できるよう関係機関と連携を図りながら推進します。

○目標値設定

項目	人数	考え方
平成17年度の施設入所者	32	平成17年10月1日現在
地域生活移行者数	3	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数
減少見込数	4	
平成26年度の施設入所者	25	平成26年度末見込み数

3) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行目標

国では、精神科病院に入院されている方々の退院を促進し、地域生活へつなげていくことを目的とし「急性期の入院期間を短期化し入院長期化を防止すること」及び「長期入院者の退院促進を進めること」を掲げています。

南幌町では、北海道の調べによると平成23年6月末現在に1年以上在院している患者が10人いました。北海道の退院可能者平均率が11.9%であることから、本町の入院者10人に11.9%を乗じると移行目標人数は1人となります。10人の方たちの状態については、全く情報が得られない状況ですが、病院から移行可能との情報があれば、実現に向けて関係機関と連携を図りながら推進します。

○目標値設定

項目	人数	考え方
1年以上在院している患者数(H23.6.30時点)	10人	退院可能者平均率 11.9%
受入条件が整えば退院可能な人数	1人	

4) 福祉施設から一般就労への移行目標

国は、就労移行支援事業など福祉施設における取り組みを強化するとともに、関係機関と協力して雇用の促進を図り、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上の人が一般就労に移行することを目指しています。

本町では、これまで一般就労に移行した実績が無く、また、就労系

サービスを利用している方との面接で、一般就労に移行を希望されている方がほとんどいない状況にあります。今後は、障がい者の意向や適正、利用しているサービス事業者等と連携を図り、平成26年度までに1人が就労に移行することを目指します。

○目標値設定

項目	人数	考え方
平成17年度の一般就労への移行実績	0人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成26年度までの一般就労への目標値	1人	

第4章 サービス量の見込みとその確保のための方策

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、1ヵ月当たりの必要なサービス量を平成26年度まで見込みます。

1 訪問系サービス

【事業内容および対象者】

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護	障がい者の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯および掃除など生活全般にわたる援助を行います。	障害程度区分1以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の方 なお、身体介護を伴う通院等介助にあたっては、障害程度区分2以上の方（他に要件あり）
重度訪問介護	重度の肢体不自由者など常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。	障害程度区分4以上で、①二肢以上に麻痺等がある、②障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定された方
同行援護 （平成23年10月新設）	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他、必要な支援を行います。	視覚障害により、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の基準に該当する方（身体介護を伴う場合は区分2以上）
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上、著しい困難を有する人で常時、介護を要する人に危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。	障害程度区分3以上の方で、障害程度区分の認定調査項目（11項目）等の合計点数が8点以上
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供します。	障害程度区分6以上で、意思疎通に著しい困難を有する方で、次のいずれかに該当する方。①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にかかる方のうち気管切開を伴う人工呼吸器を使用している方又は最重度知的障害者、②障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）の合計点数が15点以上の方

1) 居宅介護

〔現状と実績〕

平成23年12月末現在、居宅介護の支給決定を受けている人は11人(身体介護6人、通院等介助(身体介護あり)5人、家事援助が2人)で、実利用者は7人となっています。利用人数は、ほとんど変化ありませんが、利用時間は年々減少傾向にあります。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅介護	利用時間 ()は人数	計画	50 (6)	50 (6)	67 (7)	60 (7)	66 (8)	72 (9)
		実績	40 (7)	47 (6)	64 (6)	28 (7)	24 (8)	23 (7)

※利用時間は月平均利用延べ時間で、人数は年間実利用人数

〔サービス見込み量と考え方〕

現利用者数に、今後、学校卒業後の利用を勘案しながら、新規利用分の伸びを見込んで実利用者数を推計しました。月平均利用時間は、平成21年度を境に減少傾向にあることから、実績ベースでの見込量としました。

○26年度までの見込み

		H24	H25	H26
居宅介護	人数	8	9	10
	利用時間	25	25	25

※人数は年間実利用人数、利用時間は月平均利用延べ時間

〔サービス量の確保策〕

利用者は、日中活動系サービスの生活介護と併用して支給決定を受けている方が多く、在宅と施設でのサービス利用がスムーズにいくようサービス提供事業所と連携を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。

2) 重度訪問介護

〔現状と実績〕

第2期計画策定時には、利用実績がなかったため見込んでいませんでしたが、平成21年度より、利用者のニーズに合わせて1人に支給決定をしサービス利用されています。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
重度訪問介護	利用時間 ()は人数	計画	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)	246 (1)	243 (1)	271 (1)

※利用時間は月平均利用延べ時間で、人数は年間実利用人数

〔サービス見込み量と考え方〕

現在の実績をもとに推計しました。今後、様々なサービスの組み合わせが見込まれます。

○26年度までの見込み

		H24	H25	H26
重度訪問介護	人数	1	1	1
	利用時間	265	265	265

※人数は年間実利用人数、利用時間は月平均利用延べ時間

〔サービス量の確保策〕

サービス量が多いため、複数の事業所がサービス提供をする場合が考えられます。家族の介護負担軽減も含めたサービス提供になっているため、今後においても、予定されているサービスが滞りなく提供されるようサービス提供事業所と連携を図ります。

3) 同行援護

平成23年10月から新規に導入されたサービスです。町内においては、利用の見込みがないため平成24年度以降についても見込みません。

4) 行動援護

〔現状と実績〕

平成20年度においては学校卒業後の新規利用があり、月平均利用延べ時間が48時間ありました。その実績をもとに平成21年度以降の計画をしましたが、日中活動系サービスの利用との併用により、計画を大幅に下回っています。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
行動援護	利用時間 ()は人数	計画	40 (1)	40 (1)	49 (2)	50 (2)	50 (2)	50 (2)
		実績	18 (1)	39 (1)	48 (2)	27 (2)	11 (2)	3 (2)

※利用時間は月平均利用延べ時間で、人数は年間実利用人数

〔サービス見込み量と考え方〕

実績を勘案し、2人で15時間を見込みます。

○26年度までの見込み

		H24	H25	H26
行動援護	人数	2	2	2
	利用時間	15	15	15

※人数は年間実利用人数、利用時間は月平均利用延べ時間

〔サービス量の確保策〕

計画相談支援事業の推進により有効活用が見込まれるサービスであるため、サービス提供事業所との連携を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。

5) 重度障がい者等包括支援

現状においては利用実績がないため、第2期計画と同様に、平成24年度以降についても見込みません。

2 日中活動系サービス

【事業内容および対象者】

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排泄及び食事等の介護を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で、障害程度区分3以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上）の方 なお、50歳以上の場合は、障害程度区分2以上（障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上）の方
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者に対して、身体機能の回復等に必要なる理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者
自立訓練 （生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある方に対して、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者
就労移行 支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。	就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方
就労継続 支援（A型）	一般企業等に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方

就労継続支援（B型）	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方
療養介護	医療と常時介護を要する方に、主として昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を行います。	①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で、障害程度区分6の方 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害程度区分5以上の方
短期入所	自宅で介護する方の疾病その他の理由により、短期間、障害者支援施設等に入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他必要な支援を行います。	障害程度区分1以上（児童の場合は短期入所の単位区分1以上）の方

1) 生活介護

〔現状と実績〕

旧法制度から新体系に移行した事業所が年々増加するにしたいがい、利用者数も増加しています。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
生活介護	利用日数 ()は人数	計画	88 (4)	88 (4)	242 (12)	374 (17)	418 (19)	770 (35)
		実績	85 (5)	85 (5)	157 (11)	282 (18)	419 (22)	524 (35)

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間実利用人数

〔サービス見込み量と考え方〕

これからの新体系移行予定と今後の学校卒業者を勘案し推計しました。日数を多く見込んであるのは、施設入所者が旧法から新体系に移行した場合、このサービスを併用することが多く、月の利用が一人当たり月22日平均になるためです。

○26年度までの見込み

		H24	H25	H26
生活介護	人数	41	42	44
	利用日数	820	841	884

※人数は年間実利用人数、利用日数は月平均利用延べ日数

〔サービス量の確保策〕

平成24年度から、全ての事業所が新体系に移行するため、多くの利用が見込まれます。旧法の施設に入所している方は、引き続きサービス利用が確保されます。今後、通所での利用者がニーズに合ったサービスを受けることができるようサービス提供事業所との連携に努めます。

2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

〔現状と実績〕

機能訓練については、利用実績はありません。

生活訓練については、平成19年度から学校を卒業した人が1人利用し、平成20年度から21年度には新体系へ移行した入所施設の利

利用者1人が利用しました。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
自立訓練（生活訓練）	利用日数 ()は人数	計画	0	0	44 (2)	22 (1)	22 (1)	0
		実績	0	16 (1)	37 (2)	22 (2)	0	0

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間実利用人数

〔サービス見込み量と考え方〕

機能訓練については、利用可能な施設が少ないことや利用実績がないため、見込みません。

生活訓練については、平成22年度以降サービス利用の実績がないことから24年度以降についても見込みません。

3) 就労移行支援

〔現状と実績〕

平成21年度、22年度の利用はありませんでしたが、23年度においては、3人の利用があります。週数回の利用の方もいるため月平均の利用日数は少ない状況にあります。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
就労移行支援	利用日数 ()は人数	計画	44 (2)	66 (3)	66 (3)	22 (1)	22 (1)	88 (4)
		実績	40 (3)	44 (4)	32 (3)	0 (0)	0 (0)	32 (3)

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間実利用人数

〔サービス見込み量と考え方〕

標準利用期間が2年であるため、現在利用している方で終了する方、新規の利用、学校卒業者の状況を勘案し見込みました。通常、平均利用日数は22日ですが、利用者の状況に合わせた利用をしているため実績を勘案した日数にしました。

○26年度までの見込み

		H24	H25	H26
就労移行支援	人数	3	3	2
	利用日数	59	58	44

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間実利用人数

〔サービス量の確保策〕

利用できる状況にある方が少ないことや、近隣に利用者に向う内容のサービスがないこともあります。利用者のニーズに向うサービスを確保するため相談支援事業所と連携を図ります。

4) 就労継続支援（A型・B型）

〔現状と実績〕

近隣にA型の事業所が少ないことや、B型で送迎を実施している事業所があるため、B型の利用者が増加しています。利用日数は、利用者の状態により週2日から週5日の利用になっています。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
就労継続支援A型	利用日数 ()は人数	計画	22 (1)	22 (1)	88 (4)	88 (4)	88 (4)	22 (1)
		実績	21 (1)	21 (1)	86 (4)	64 (3)	22 (3)	0 (0)
就労継続支援B型	利用日数 ()は人数	計画	22 (1)	66 (3)	154 (7)	220 (10)	220 (10)	352 (16)
		実績	19 (1)	22 (3)	47 (7)	159 (13)	227 (17)	234 (21)

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間実利用人数

〔サービス見込み量と考え方〕

A型は、近隣に事業所が少ないことや、利用可能な方が少ない現状にあることにより見込みませんでした。

B型は、平成23年度の実利用者は21人いますが、現在、就労移行支援サービスの利用に移行している人もいるため、現状の人数で見込み、学校卒業者の状況を勘案し見込みました。

○23年度までの見込み数

		H24	H25	H26
就労継続支援A型	人数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
就労継続支援B型	人数	17	18	20
	利用日数	298	320	364

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間実利用人数

〔サービス量の確保策〕

サービス提供事業所の実施するサービス内容（作業内容）に大きく

影響されますが、利用者のニーズに即したサービスが提供できるようにサービス提供事業所等との連携を図ります。

5) 療養介護

平成24年度からの法改正により、重症心身障害児施設に入所されている方は、障害者自立支援法のサービスになることから、現在入所している人が利用している施設では、療養介護に移行する予定があります。

現在、重症心身障害児施設に入所している方は、18歳以上の方です。18歳以上の方については、18歳になる前日に保護者が在住していた住所地が支給決定することになっています。まだ、未確定ですが、現在のところ4人の該当者がいます。

○26年度までの見込み

		H24	H25	H26
療養介護	人数	4	4	4

6) 短期入所

〔現状と実績〕

例年、利用人数に変化はありません。利用日数については、減少傾向にあります。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
短期入所	利用日数 ()は人数	計画	22 (1)	22 (1)	40 (10)	40 (10)	44 (11)	48 (12)
		実績	41 (7)	27 (11)	42 (10)	69 (12)	52 (12)	45 (11)

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間実利用人数

〔サービス見込み量と考え方〕

利用実績をもとに見込みました。

○26年度までの見込み

		H24	H25	H26
短期入所	人数	12	12	12
	利用日数	53	53	53

※利用日数は月平均利用延べ日数で、人数は年間実利用人数

〔サービス量の確保策〕

介護者の病気などによる緊急利用や介護負担の軽減等の利用が考えられるため、ニーズに対応できるようサービス提供事業者との連携を強化し、安定したサービス提供体制に努めます。

3 居住系サービス

【事業内容および対象者】

サービス名	サービス内容	対象者
共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。	障害程度区分1以下の身体障がい、知的障がい、精神障がいの方
共同生活介護（ケアホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の援助を行います。	障害程度区分2以上の身体障がい、知的障がい、精神障がいの方
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排泄及び食事の介護等、その他の必要な日常生活上の支援を行います。	障害程度区分4以上（50歳以上の場合は3以上）

1) 共同生活援助・共同生活介護

〔現状と実績〕

平成23年12月までの実績では、11人の実利用者がありました。退所者もいます。利用されている地域は南幌町を含めて6市町となっています。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
共同生活援助・共同生活介護	人数	計画	3	3	5	4	4	4
		実績	3	4	5	5	7	11

※人数は年間利用人数。20年度は年度内にケアホームからグループホームに変更した方が1人いるため、重複して5人と記載

〔サービス見込み量と考え方〕

利用実績をもとに推計しました。現在は、施設利用者で、グループホーム・ケアホームへ移行を希望されている方はいませんが、地域移行の推進や町内施設の充実により希望者が出る可能性もあります。また、自立により一般住宅への移行が可能になってくる場合もあります。

○26年度までの見込み

		H24	H25	H26
共同生活援助・ 共同生活介護	人数	9	10	10

〔サービス量の確保策〕

利用者・家族の希望にあった居住形態を選ぶ必要があります。就労系サービスとの併用で、町外サービスの利用になる方もいるため、その場合は、当該市町の相談事業所との連携が必要になる場合があります。

2) 施設入所支援

〔現状と実績〕

旧法施設支援は、平成23年度末に終了し、平成24年4月からは、全ての施設が施設入所支援に移行することになっています。利用されている地域は、南幌町を含めて15市町村となっています。

○平成23年12月までの実績

			H18	H19	H20	H21	H22	H23
施設入所支援	人数	計画	2	3	8	11	13	28 (27)
		実績	3	3	8	10	14	24
旧法施設支援（入所）		計画	27	26	21 (19)	17 (16)	15	0
		実績	27	27	21 (19)	18 (16)	14	13 (4)

※（ ）内は重複者を除く実利用人数を記載

〔サービス見込み量と考え方〕

施設入所支援は、平成23年度までにすべての施設が新体系に移行するため、現在、施設入所支援や旧法施設支援を利用している人数で見込みました。

○26年度までの見込み

		H24	H25	H26
施設入所支援	人数	25	25	25

〔サービス量の確保策〕

平成24年4月から新体系に移行する事業所もありますが、現在の入所者は継続してサービスを利用できることになっています。

また、施設からの地域生活移行を推進することになっていますが、利用者の年齢も高くなっていることから、移行に前向きになれない方も多い現状にあります。

新規希望者については、利用者や家族の状況や意向を踏まえ、施設

利用の必要性を十分検討し、適切なサービス利用を受けることができるよう支援する必要があります。

4 相談支援

【事業内容および対象者】

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。	①障害福祉サービスを利用するすべての障がい者および障がい児 ②障害児通所施設を利用する障がい児
〔新〕地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象とした、地域生活の準備のための外出の支援・入居支援等を行います。	障害者支援施設又は精神科病院に入院している精神障がい者
〔新〕地域定着支援	居宅における单身等の障がい者を対象とした、24時間の相談支援等を行います。	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等

〔現状と実績〕

計画相談支援については、利用実績はありません。

〔サービス量の見込み量と考え方〕

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者が平成26年度までの3年間で、すべて対象になるよう見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、入院中の精神障がい

者等が移行可能な目標値を考慮して見込みました。

○26年度までの見込み

区分	単位/月	H24	H25	H26
計画相談支援	人数	2	7	9
地域移行支援		1	1	1
地域定着支援		1	1	1

※人数は月平均利用人数

〔サービス量の確保策〕

計画相談支援を行える事業者は、指定特定相談支援事業者として、平成24年度以降、市町村長が事業者指定することになります。

平成26年度までに、サービス利用をする全ての障がい者に対してサービス利用計画を作成することになっていることから、利用者の大幅な増加が見込まれます。今後、指定特定相談支援事業者の新設を推進します。

また、安定したサービス提供を確保するため相談支援事業者や関係機関との情報交換を行います。

地域移行支援・地域定着支援については、卓越した知識や展開方法が必要となることや、利用人数が少ないことが見込まれるため、当町を支援エリアとしている事業の活用をする予定です。

第5章 地域生活支援事業

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するもので、障害者自立支援法により町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策などにより任意に実施する事業があります。

【事業内容】

	サービス名称	サービス内容
必須事業	相談支援事業 ┌───────────┐ 障がい者相談支援事業 地域自立支援協議会 相談支援機能強化事業 成年後見制度利用支援事業 └───────────┘	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行います。 また、地域におけるネットワークの中核として「地域自立支援協議会」を設置し、雇用、教育、医療等の各種サービス、相談支援事業を総合的に調整、推進します。
	コミュニケーション支援事業 （手話通訳者派遣事業）	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者を派遣する事業を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
	移動支援事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な人を対象に、外出支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を実施します。

	日中一時支援事業	障がいのある人（児）に日中における活動の場を提供し、その家族の一時的な休息となるよう支援を行います。
任意事業	生活サポート事業	介護給付の認定が非該当となった人について、日常生活に関する支援、家事などの必要な支援を行います。
	知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場への定着を支援します。
	自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する時に係る経費の一部を助成します。
	身体障害者用自動車改造費助成事業	重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、自ら運転できるようにするため、自動車改造に要する経費を助成します。
その他	福祉ハイヤー利用料金助成事業	身障手帳1・2級又は3級の一部と療育手帳保持者、精神保健福祉手帳保持者に対しハイヤー利用料金の一部を助成します。
	腎臓機能障がい者通院交通費助成事業	人工透析療法で町外へ通院している腎臓機能障がいのある方に対して交通費の一部を助成します。

2 各年度における事業の種類ごとの実績および量の見込み

本町では、これまでの実績や、ニーズ等を踏まえながら、体制整備に努めていきます。地域自立支援協議会は広域で実施していますが、活性化する必要があるため、今後、広域実施町と協議をしていきます。

なお、第3期計画期間の事業量については、第2期計画期間の実績を勘案して見込みました。

事業名		第2期計画期間の実績			第3期計画期間の見込み		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(1)相談支援事業							
①相談支援事業							
(ア)障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	3	3	3
(イ)地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
②市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2)コミュニケーション支援事業	実利用者数	3	1	3	3	3	3
(3)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	給付件数	0	6	1	3	3	3
②自立生活支援用具	給付件数	1	4	2	3	3	3
③在宅療養等支援用具	給付件数	1	1	0	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	1	2	2	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	給付件数	108	120	120	130	130	130
⑥居宅生活動作補助用具	給付件数	0	1	0	1	1	1
(4)移動支援事業	実利用人数	6	7	7	7	7	7
	延べ利用時間数	256	202	231	200	200	200
(5)地域活動支援センター(他市所在)	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	1	1	1	1	1	1
(6) その他の事業							
①日中一時支援事業	実施箇所数	5(3)	5(3)	6(3)	6(4)	6(4)	6(4)
	実利用人数	10	11	11	12	12	12
②身体障害者用自動車改造助成事業	助成件数	0	1	1	1	1	1
③腎臓機能障がい者通院交通費助成事業	実利用人数		19	18	20	20	20
④福祉ハイヤー利用助成事業	実利用人数	87	87	82	90	90	90
	利用枚数	1,122	1,267	833	1,340	1,340	1,340
※平成23年度実績は12月まで記載							

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき、南幌町障がい者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき、南幌町障がい福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の点検・評価に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体
- (3) 障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を委嘱しようとするときは公募を行うものとする。この場合において、当該公募委員の数は2名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱（平成19年南幌町訓令第11号）は廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

IV 南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿

	氏 名	区 分
委員長	水石 裕一	学 識 経 験 者
職務代理	栗林 和史	社 会 福 祉 関 係 者
委 員	成田 由男	社 会 福 祉 協 議 会 会 長
委 員	小林 市男	民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 会 長
委 員	戸田 和則	医 師
委 員	田中 秀巳	社 会 福 祉 関 係 者
委 員	熊木喜美夫	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	中村 達子	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	加藤 顕光	障 が い 者 団 体 代 表
委 員	小林 修	住 民 代 表 (公 募)
委 員	佐藤 純子	住 民 代 表 (公 募)

計 1 1 名

第3期 南幌町障がい福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指して

発行日／平成24年3月

発行／北海道南幌町

保健福祉課 〒069-0235

北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉総合センターあいくる

TEL 011-378-5888

FAX 011-378-5255